

第 1 章

地震災害対策の計画的推進

第1節 計画の目的及び位置付け

1 計画の目的及び基本方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、本市域に係る地震災害対策に関し、減災に向けたまちづくり、平常時の対策、災害時の応急対策、災害復旧・復興対策等について必要な事項を定め、本市防災関係組織の総力を結集して防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

また、この計画は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎とします。

(2) 計画の基本方針

ア 地震防災対策整備の視点

この計画は、策定にあたり東日本大震災、阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、基本的に次のような視点に立っています。

- 1 地震被害の最小化。
- 2 市民の安心・安全の確保。

イ 地震防災対策整備の基本方針

(ア) 基本方針の策定

上記の視点に立った新たな防災対策を確立するには、平時から災害に強いまちづくりを推進することに加え、行政や防災関係機関の危機管理体制の強化、さらには国・県等関係機関の応援協力体制の整備などが必要とされますが、特に大規模な地震災害に関しては、行政対応に一定の限界が生ずることが明らかであり、地域住民等の防災対策への積極的な参加と協力が不可欠となります。

この計画は、こうした観点から行政、関係機関及び市民等が一体となった地域ぐるみでの地震防災体制を構築することを主眼としていますが、この認識の一層の徹底と、本計画の統一的かつ実効ある推進を期するため、以下のとおり本市の地震防災に関する基本方針を設定します。

(イ) 基本方針

a 大規模災害に備えた体制の整備

大規模災害発生時においては、行政自体の被災も想定され、多大な機能低下に陥ってしまう可能性があります。しかし、そのような状況下で、行政機能を高く維持していくためには、限られた人的資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的に災害対応を実施していく必要があることから、各種対策に係る体制を整備します。

b 実践的かつ即応性の高い対策の整備

現実性を重視し、市民の目線に立った実践的な対策を整備するとともに、津波対策のように災害状況に応じた適時適切な対応の重要性から、時間的な切迫性を踏まえた即応性の高い対策を整備します。

c 市民、企業、関係団体と一体になった対策の整備

災害時における行政の対応能力には限界があり、減災対策を確実に推進していくためには、自らの身は自ら守る「自助」と地域で助け合う「共助」との密接な連携が不可欠となることから、市民、企業、関係団体と一体になった対策を整備します。

(ウ) 重点対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらし、本市では大きな被害はなかったものの、これまでの防災対策について多くの課題が浮き彫りとなりました。そこで、以下の重点対策を設定します。

a 津波対策の充実

神奈川県津波浸水予測図を踏まえ、護岸整備等のハード対策を促進するとともに、的確な避難情報の発令や避難誘導等のソフト対策の推進により、津波対策を充実します。

b 避難対策・帰宅困難者対策の充実

多数の帰宅困難者を収容する帰宅困難者用一時滞在施設の指定により、帰宅困難者対策を充実します。

また、情報拠点の配備による地域における情報収集体制や福祉避難所の指定による災害時要援護者の支援体制など、避難対策を充実します。

c 情報収集体制の強化

庁内外からの災害情報の収集体制を整理するとともに、停電時や通信規制時における対応の明確化により、災害時の情報収集体制を強化します。

d 医療救護対策の充実

適切かつ現実的な臨時救護所の設置や運営を推進するとともに、機能的な医療機関のネットワーク化により、医療救護対策を充実します。

e 災害対策本部組織の強化

円滑な災害対応が実施可能な組織編成の構築により、災害対策本部組織やその機能を強化します。

2 計画の位置付け、構成等

(1) 計画の位置付け

この計画は、本市域における地震災害に対する基本的な対応策を定めるもので、平塚市防災会議が策定する「平塚市地域防災計画」の「地震災害対策計画」とします。

なお、本計画は、災対法の関係法令並びに国及び県の計画等に基づき、地震災害に関して本市及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものです。

(2) 他の計画等との関係

ア 国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画等の防災関係計画との関連、整合に配慮したものです。

イ 市の総合計画との関係

この計画に係る本市所管の施策又は事業等については、「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」に位置付け、実施するものとします。

ウ 市及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部的事項については、本計画を基に、災害対策本部の各部及び各防災関係機関において別に定めるものとします。

(3) 計画の構成及び内容

構 成	内 容
ア 地震災害対策の計画的推進	計画の目的及び基本方針の他、地震被害の想定、計画の効果的推進、防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務等について定めます。
イ 減災に向けたまちづくり	地震災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるために必要な事前対策等について定めます。
ウ 平常時の対策	地震災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために平常時に行う対策について定めます。
エ 災害時の応急対策	地震発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、本市災害対策本部及び防災関係機関が行う応急対策等について定めます。
オ 災害復旧・復興対策	災害復旧・復興対策及び市民の生活安定のための緊急措置等について定めます。

第2節 本市の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積等

位 置	東 端	東経 139 度 22 分 32 秒
	南 端	北緯 35 度 18 分 43 秒
	西 端	東経 139 度 14 分 19 秒
	北 端	北緯 35 度 24 分 14 秒
面 積	67.88平方キロメートル	
距 離	東 西	約12.45 キロメートル
	南 北	約10.20 キロメートル
	周 囲	54,150 メートル
	海岸線延長	4,800 メートル

(2) 地勢

本市は、神奈川県のおぼ中央南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京から東海道本線を西下し約65分のところに位置します。東方は、相模川（馬入川）を隔て茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川（花水川）をはさんで大磯町に隣接しています。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4,800メートルの海岸線から西北に広がる扇方をなしています。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっています。

(3) 地形及び地質

本市は、相模川、金目川が相模湾に注ぐ相模平野に在り、地形は概ね平坦となっています。中央平坦部は湘南砂丘の一環として幾条かの低列を有し、東部及び中央北部と西部丘陵地にそって、相模川、渋田川、鈴川、金目川沿岸に沖積地が広がっています。

土地の標高は、中央部より東西に向かって千分の一位の緩い勾配をなすとともに、南に向かって緩やかな傾斜をなし、概ね4メートルから10メートルの標高です。西部丘陵地は海拔50メートルから180メートルです。

また、地質は沿岸隆起による沖積層と河川の運搬による砂礫層よりなっています。

(4) 海底地形

平塚沖の海底地形は、水深50メートル程度までは比較的単調な地形となっているものの、それより深くなると、特に水深100メートル以上で急激に深くなった地形となっています。

(5) 気象（平成17年から平成22年）

本市は、日本海流の影響をうけるため温暖な海洋性の気候となっています。1～2月の寒冷期の気温でさえも平均気温5～6度であり、冬も割合温暖です。また、7～8月の盛夏期

では平均気温25～26度で比較的涼しいです。

雨量は年間平均1,500ミリ程度で、季節的にみると、夏期多雨で、冬期の降水量は少ないです。

湿度は梅雨期から夏期にかけて高く、冬期から春先にかけては乾燥しています。

風向については南西又は北東の微風が吹き、特に冬の乾燥期に西方又は北西からの強風が吹くことがあります。また、台風が本土に上陸又は接近するのは、7月～9月が多いです。

(6) 活断層

平塚周辺の大磯丘陵などにはいくつかの活断層があることが知られています。伊勢原台地の西縁に直線的に延びる崖沿いには伊勢原断層が走っており、高麗山山塊の北側を、出縄小松製作所付近から万田・高根・山下にかけては小向断層が走っています。また、その他大磯丘陵の東縁沿いに、公所から根坂間にかけて公所断層、根坂間断層、日向岡断層が走っています。

これらの活断層の活動履歴等を明らかにするためには、詳細な断層調査が必要であり、伊勢原断層については平成7年度～平成8年度に神奈川県が調査を実施しましたが、今後は、県等が実施した断層調査の結果等を踏まえ、必要な対策を検討していく必要があります。

○ 伊勢原断層調査結果概要

ア 実施年度、主体…平成7年度～平成8年度、県調査

イ 長さ…約13キロメートル

ウ 最新活動時期…約300～2,050年前

エ 再来間隔…約3,300～5,000年

オ 調査結果…最大マグニチュード7程度の地震を起こす可能性があります。次の活動時期までには千数百年以上の時間があると推定されます。

(7) 地盤

相模川の下流域に発達する平塚市の平野は相模平野と呼ばれ、海浜に形成された砂州・砂丘地帯からなる南部の海岸平野と、相模川水系及び金目川水系の河川によって形成された北部の河成平野とに大きく分けられます。

砂州・砂丘地帯は、豊田一真土以南・花水川一渋田川以東の地域で、東西方向に連なる微高地と凹地が十数列平行しています。現在でも砂丘は平塚八幡宮、中原日枝神社、真土神社などに微高地として、凹地は総合公園付近から南原へ走る下田排水路（ヘルシーロード）沿い、市庁舎のある平塚八幡宮背後、平塚八幡宮前の国道1号沿いなどに低地として残っています。

河成平野は豊田一真土以北・花水川以西に広がる地域で、相模川や金目川により形成された自然堤防とその背後の氾濫原（後背湿地）からなっており、自然堤防は集落として、その背後の氾濫原は水田地帯として古くから利用されてきました。

こうした平野の地形は、表層の地盤がどんな地層から成っているかを表しており、砂州・砂丘は砂、自然堤防は砂～砂質シルト、堤間凹地・後背湿地・谷底平野・旧河道は砂質シルト～泥より成っています。厚い泥から成る所は水はけが悪く水分を多量に含み、軟弱地盤となり、地震の揺れも大きくなります。

(8) 急傾斜地

本市は比較的平坦な地域が多いが、北西部及び西部地域には丘陵があり、これらの丘陵は地質的に脆弱であるうえ、近年、宅地造成等の都市化も進んでいます。

こうした状況から、一部の地区にあっては集中豪雨による場合のみならず、地震の場合にも崖崩れ災害の発生の危険性が考えられます。

国土交通省においては、こうした崖崩れの災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）

により、総合的急傾斜地対策を講じていますが、本市においてもこの法律に基づき、急傾斜地の崩壊の未然防止と被害の軽減を期するため、県がその実態を調査し、急傾斜地崩壊危険区域の指定をしています。

【関係資料】

13-1 社会的条件

第3節 地震被害の想定

1 被害想定の方

(1) 被害定の目的

地震の被害定は、対象とする地域に発生すると考えられる地震の特徴を過去の地震等から特定し、発生時間や気象条件等を一定の条件にし、なおかつ対象地域の地勢、土地利用、人口密度、都市施設の状況、産業の立地状況等を前提にして、そこで地震が発生した場合の被害の様相を想定するものであり、その被害を最小限にするための減災対策をはじめ、その被害状況に応じた応急対策や復旧対策を事前に検討するに当たっての基礎資料等とするものです。

(2) 県における被害定調査の経過

阪神・淡路大震災から10年以上経過し、その間に平成16年に新潟県中越地震などの大規模地震も発生し、それらの災害調査の結果から多くの教訓や課題が明らかにされています。また、神奈川県を含む南関東地域の直下で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震の発生する確率は70パーセント程度と公表され、県民の防災意識も変化が生じてきていると推測されます。

一方、神奈川県では、昭和57～60年度、平成3～4年度及び阪神・淡路大震災後の平成9～10年度に地震被害定調査を実施しており、それ以後、文部科学省の地震関係基礎調査交付金による活断層調査や地下構造調査、文部科学省の研究開発プロジェクトである「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」（以下、「大大特」という。）などにより、地震環境についての新たな知見や強震動・被害予測手法の開発などの成果が蓄積されています。

平成21年3月公表の地震被害定調査では、このような一連の背景を踏まえ、最新の知見、技術を用いた調査を行いました。また、報告されている地震の被害調査等によって明らかになった点を考慮し、被害定手法も見直しました。

(3) 国における首都直下地震対策大綱の策定の経過

相模湾から南東方向に延びる相模トラフ沿いのプレート境界では、大正12年の関東地震と同様のマグニチュード8クラスの地震が200年～300年間隔で発生しています。次のマグニチュード8クラスの地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられますが、その間に南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が数回発生することが予想されています。

首都地域の地震対策については、昭和63年、平成4年、平成10年に南関東直下の地震発生に備えた政府の防災体制の充実が図られていますが、近年の情報通信技術や物流、金融等の高度化・国際化の進展、経済・社会情勢の著しい変化にともない、「首都中枢機能維持」や「企業防災」といった新たな観点からの対策強化が必要であるとの認識が広まりつつありました。

また、近年、関東地域の地殻変動に関する定点観測網が充実し詳細なデータが蓄積されてきたこと、それらに伴う知見が増大してきたこと等により、直下の地震像を明確にすることが可能な状況となってきました。これに伴い、これまで実施されていなかった詳細な被害定を行い、これに基づく防災対策を具体化することがある程度可能な状況になってきました。

このような状況を踏まえ、新たな視点から首都直下地震対策が検討され、平成17年9月に首都直下地震対策大綱が発表されました。

(4) 本計画における被害定の方

本計画の基礎となる被害定は、平成21年3月に公表された県の被害定を基本として

いますが、本計画に基づく各種具体の対象を検討するに当たっては、これらの調査結果に加え、必要に応じて本市の自然的・社会的特性等を考慮するものとします。

なお、国及び県が今後、被害想定調査を実施した場合は、必要に応じて、その結果に則した被害想定の見直しを行うものとします。

2 被害想定結果

県の被害想定に基づく、本市域に係る被害想定の詳細は以下のとおりです。

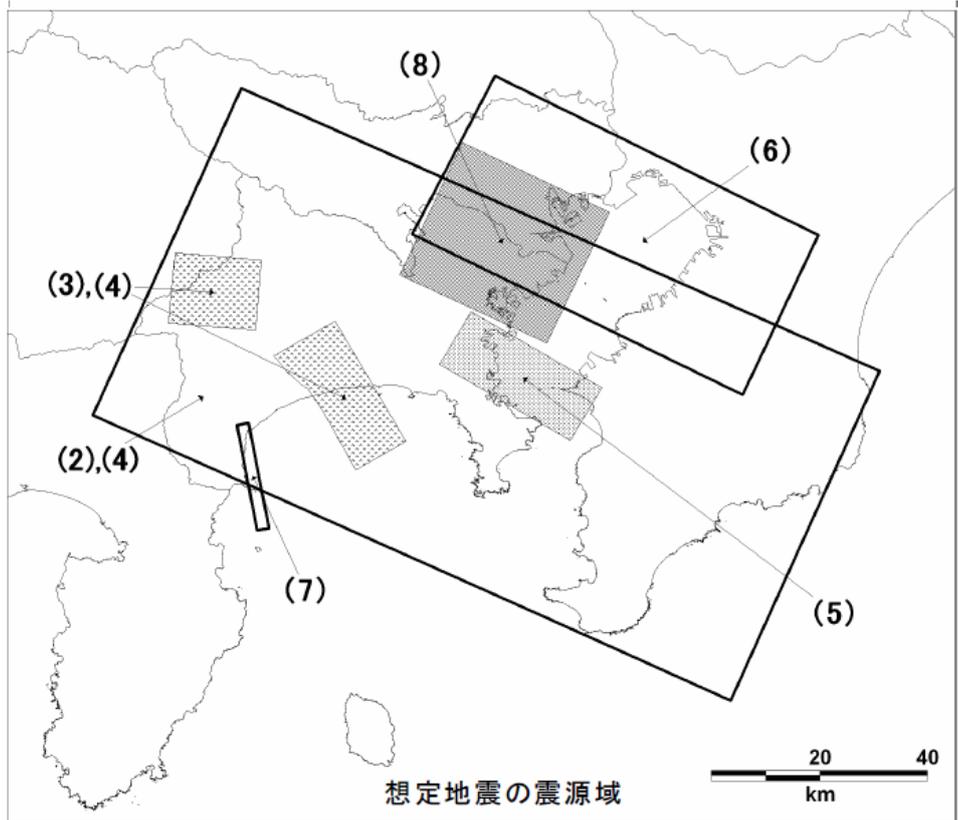
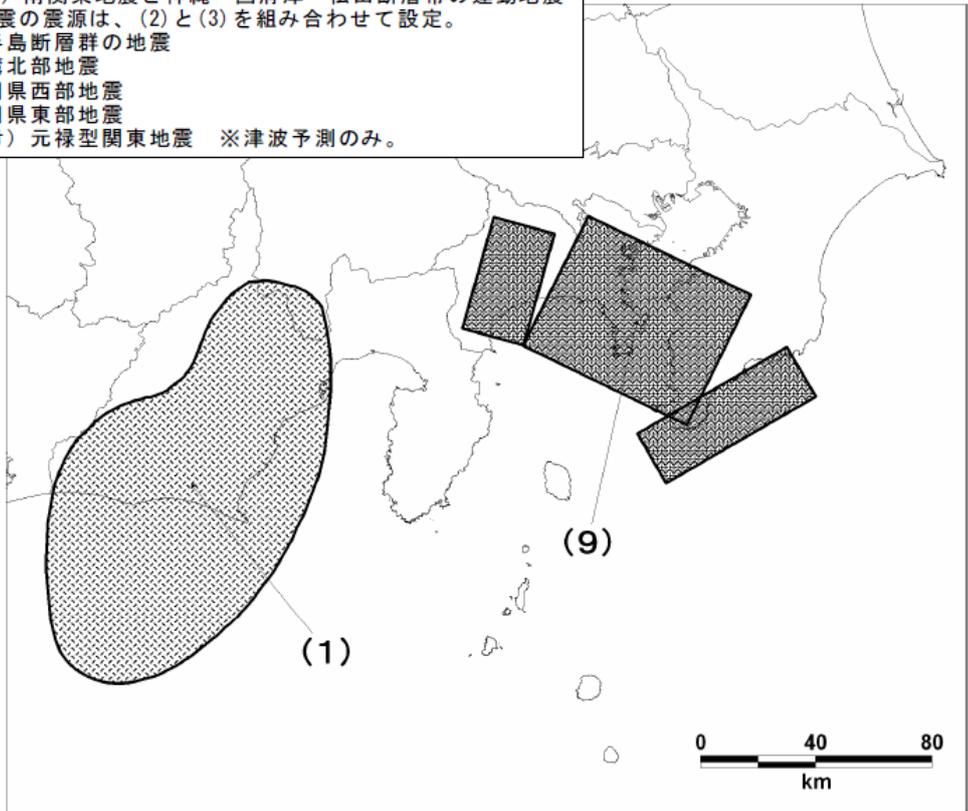
(1) 想定地震

想定地震	説 明
東海地震	駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震で、国の地震防災戦略の対象とされている地震です。大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）で地震発生の予知が可能とされている地震であり、その切迫性が指摘されています。中央防災会議の「東海地震に関する専門調査会」において、東海地震の断層モデルや地震動、津波の予測、被害の想定がなされています。
南関東地震	相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9の地震です。大正12年の大正関東地震の再来型で、今後100年から200年先には地震の発生の可能性が高いとされていて、地震に強いまちづくりの目標とすべき地震です。地震本部の大大特により震源の研究が進んでいます。
神縄・国府津－松田断層帯の地震	同断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード7.5クラスの地震です。同断層帯は、地震本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性が高いグループに属するとされていますが、一方で、同長期評価では、「神縄・国府津－松田断層帯では、・・・相模トラフで発生する地震の想定震源域との関係が指摘されるなど、新たな研究成果が得られつつある。この付近の地下深部の構造については、今回の評価には反映されていないため、後日改めて再度評価を行う必要がある。」とも指摘しています。
(参考) 南関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震	大大特などの調査において、国府津－松田断層がプレート境界の巨大衝上断層からの分岐断層である可能性が指摘されたことを踏まえ、神縄・国府津－松田断層帯が南関東地震の震源断層からの分岐断層となり、両者が連動して活動するマグニチュード7.9クラスの地震を想定しました。
三浦半島断層群の地震	同断層群を震源域とするマグニチュード7.2の地震です。同断層群は、地震本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性が高いグループに属するとされています。
東京湾北部地震	国の地震防災戦略の対象とされている地震で、中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」では、首都圏付近のフィリピン海プレートと北米プレート境界の地震について、近い将来に発生の可能性が高い地震の領域として東京湾北部を想定しています。今回は、この想定に準じてマグニチュード7.3の地震を想定しました。
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震です。南関東地域直下の地震のタイプとして、地震発生の切迫性が指摘されています。

想定地震	説 明
神奈川県 東部地震	<p>県庁直下を震源域とするマグニチュード7クラスの地震です。蓋然性のある地震モデルではありませんが、南関東地域直下の地震の一タイプとして危機管理的に想定した地震です。</p>
(参考) 元禄型 関東地震	<p>相模トラフ沿いのプレート境界で発生し、房総半島南沖から南東沖にまで震源断層が広がっているマグニチュード8.1クラスの地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は2,300年程度であり、今後100年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震として想定しました。</p>

(平成21年神奈川県地震被害想定調査による)

- (1) 東海地震
- (2) 南関東地震
- (3) 神縄・国府津－松田断層帯の地震
- (4) (参考) 南関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震
※同地震の震源は、(2)と(3)を組み合わせ設定。
- (5) 三浦半島断層群の地震
- (6) 東京湾北部地震
- (7) 神奈川県西部地震
- (8) 神奈川県東部地震
- (9) (参考) 元禄型関東地震 ※津波予測のみ。



(平成21年神奈川県地震被害想定調査による)

(2) 想定条件

No	想定地震名	マグニチュード	地震のタイプ																				
1	東海地震	8クラス	海溝型（駿河トラフ）																				
2	南関東地震(大正関東地震の再来型)	7.9	同上（相模トラフ）																				
3	神縄・国府津－松田断層帯の地震	7.5クラス	活断層型																				
4	(参考) 南関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震	7.9クラス	海溝型と活断層の連動																				
5	三浦半島断層群の地震	7.2	活断層型																				
6	東京湾北部地震	7.3	南関東直下 (プレート境界型)																				
7	神奈川県西部地震	7クラス	未解明だが地殻内の浅い地震として設定																				
8	神奈川県東部地震	7クラス	予防対策用として想定 (プレート境界型)																				
9	(参考) 元禄型関東地震	8.1クラス	海溝型（相模トラフ） ※津波の想定のみ																				
想定条件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th>冬</th> <th>冬</th> <th>夏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> </tr> <tr> <td>発生時間</td> <td>18時</td> <td>5時</td> <td>12時</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>6.352m/s</td> <td>6.352m/s</td> <td>6.621m/s</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>北北東</td> <td>北北東</td> <td>南南西</td> </tr> </tbody> </table>			季節	冬	冬	夏	日	平日	平日	平日	発生時間	18時	5時	12時	風速	6.352m/s	6.352m/s	6.621m/s	風向	北北東	北北東	南南西
	季節	冬	冬	夏																			
	日	平日	平日	平日																			
	発生時間	18時	5時	12時																			
	風速	6.352m/s	6.352m/s	6.621m/s																			
風向	北北東	北北東	南南西																				
※風速、風向の観測点は「辻堂」																							

(平成21年神奈川県地震被害想定調査による)

(3) 震度ランクの予測、建築物、人的等の被害想定

		東海 地震	南関東 地震	神縄・国 府津－ 松田断 層帯の 地震	(参考)南 関東地震と 神縄・国府 津－松田 断層帯の 連動地震	三浦半 島断層 帯群の 地震	東京湾 北部 地震	神奈川 県西部 地震	神奈川 県東部 地震	
規模(マグニチュード)		8.0	7.9	7.5	7.9	7.2	7.3	7.0	7.0	
震度ランク		5弱～6弱	6弱～7	6弱～7	6強～7	5弱～6強	5弱～6強	5弱～6強	5弱～6弱	
建物被害	全壊棟数(棟)	1,010	35,540	19,810	43,900	1,590	520	180	20	
	半壊棟数(棟)	6,230	15,320	19,410	10,640	7,220	4,190	1,980	530	
火災被害	出火件数(件)	*	110	60	150	*	*	*	*	
	焼失棟数(棟)	110	8,530	4,590	11,560	150	100	100	70	
自力脱出困難者(人)		160	8,910	4,530	12,600	290	90	20	*	
災害時 要 援 護 者	震度 6弱 以上	高齢者世帯数 (世帯)	870	13,500	13,500	13,500	1,150	820	1,160	70
		要介護3以上 (人)	190	2,990	2,990	2,990	250	180	260	20
	震度 5弱 以上	高齢者世帯数 (世帯)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
		要介護3以上 (人)	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990
	避難 者数	高齢者世帯数 (世帯)	780	10,940	9,360	11,820	1,020	550	310	160
		要介護3以上 (人)	170	2,420	2,070	2,620	220	120	70	30
人的 被害 (人)	死者 数 (人)		*	790	200	1,680	*	*	10	*
		海水浴(12時)	0	20	10	20	0	0	*	0
	負傷 者数 (人)		540	24,740	9,200	40,260	770	390	270	110
		うち重傷者数	60	6,440	1,790	12,480	90	50	60	20
エレベーター停止台数(台)		360	720	700	720	420	380	360	300	
ライ フ ライン	電力	停電軒数(軒)	4,660	136,340	103,490	138,540	7,560	2,640	1,320	120
	都市 ガス	供給停止件数 (件)	0	42,610	42,560	42,530	0	0	0	0
	L P ガス	ボンベ被害数 (本)	70	1,590	1,270	1,930	90	70	90	*
	上水 道	断水世帯数 (直後)(世帯)	5,200	105,650	94,470	107,480	13,300	2,490	460	*
	下水 道	機能支障世帯 数(世帯)	1,390	10,680	6,710	13,820	1,630	1,590	1,480	930
	通信	不通回線数 (回線)	3,510	190,910	95,090	271,240	6,680	2,000	940	80

		東海地震	南関東地震	神縄・国府津－松田断層帯の地震	(参考)南関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震	三浦半島断層帯群の地震	東京湾北部地震	神奈川県西部地震	神奈川県東部地震
		避難者数	1日後(人)	15,050	209,860	179,500	226,630	19,480	10,580
	1ヶ月後(人)	12,880	173,370	111,220	212,830	17,240	8,160	3,560	1,000
帰宅困難者数	直後(人)	28,660	28,660	28,660	28,660	28,660	28,660	28,660	28,660
	2日後(人)	0	15,180	3,710	28,660	0	0	1,280	0
震災廃棄物(万t)		52	808	480	1,076	69	35	15	5

※ 冬18時の想定。ただし、海水浴客の死者数は夏12時の想定で、死者数の外数。また、帰宅困難者は平日12時の想定。

※ * : わずか (計算上0.5以上10未満)

(平成21年神奈川県地震被害想定調査による)

(4) 津波想定

津波は、県が平成24年3月に公表した津波浸水予測図において、本市域に影響のある「慶長型地震」「明応型地震」「元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震」「元禄型関東地震」「房総南東沖地震」「南関東地震」「神奈川県西部地震」「神縄・国府津－松田断層帯地震」「東海地震」の9地震について、津波を想定しています。

区分	相模川河口～平塚新港周辺		湘南ひらつかビーチパーク周辺～花水川河口	
	最大波到達時刻	最大津波高	最大波到達時刻	最大津波高
慶長型地震	50分	585cm	50分	664cm
明応型地震	93分	430cm	93分	461cm
元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震	21分	595cm	19分	690cm
元禄型関東地震	55分	432cm	11分	528cm
房総南東沖地震	59分	448cm	132分	462cm
南関東地震	30分	448cm	14分	534cm
神奈川県西部地震	46分	476cm	46分	516cm
神縄・国府津－松田断層帯地震	24分	617cm	6分	596cm
東海地震	97分	193cm	97分	198cm

※区分は平成24年神奈川県津波浸水予測図による(図1)

※この表は最大波の到達時刻と津波高を示したものであり、最大波が到達する前に津波浸水想定区域へ浸水する可能性があります

※図1 平成24年神奈川県津波浸水予測図による区分



(5) その他の被害想定

ア 液状化現象

液状化現象とは、水分を含んだ砂質土から成る地盤が、地震の振動により揺られて液体のようになり、地盤がその強さを失うことです。これにより、建築物が傾いたり、地盤が沈下したり泥水が噴き出したりすることがあります。

砂地盤の液状化現象が注目され始めたのは、昭和39年の新潟地震からのことであり、平成7年の阪神・淡路大震災では、埋立地である神戸ポートアイランド・六甲アイランドが埠頭等を中心に液状化による大きな被害を受けました。また、平成16年の新潟県中越地震では、液状化による地面の陥没によってマンホールの浮き上がり現象が見られました。平成23年の東日本大震災では、千葉県や茨城県でも液状化被害が発生しました。神奈川県においては、大正12年の関東大地震の際に、相模川の河口部、横浜市の低地部、川崎市の多摩川流域に液状化が生じた記録があります。

県の被害想定では、液状化の可能性を250メートルメッシュ（四方）ごとに5段階（「可能性が極めて高い」「可能性が高い」「可能性が低い」「可能性が極めて低い」「なし」）で想定しており、本市域における液状化は西部丘陵地域では想定されていませんが、それ以外の市域では、メッシュ毎に想定の違いがありますが、概ね「可能性が低い」又は「可能性が極めて低い」が多く想定されています。

イ 崖崩れ

本市は、比較的平坦な地域が多いが、北西部及び西部地区に丘陵があり、これらの丘陵は地質的に脆弱であり、都市化の影響により開発が進み宅地造成等が行われたため、一部の地区（急傾斜地法に基づき知事が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定した土屋、南金目、片岡地区の6箇所3.66ヘクタール）においては集中豪雨ばかりでなく、大規模な地震によっても崩壊の危険性があります。

県の被害想定では、本市域における急傾斜地崩壊による被害予測は次のとおりです。

単位：戸

地震の名称	東海地震	南関東地震	神縄・国府津一松田断層帯地震	(参考) 南関東地震と神縄・国府津一松田断層帯の連動地震	三浦半島断層帯群の地震	東京湾北部地震	神奈川県西部地震	神奈川県東部地震
全壊戸数	*	60	50	60	*	*	10	*
半壊戸数	20	140	120	140	20	20	30	*

*：わずか（計算上0.5以上10未満）（平成21年神奈川県地震被害想定調査による）

3 地震災害対策計画策定のための条件

地震発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上と幅があり、より切迫性の高いものから短期的に対応ができる対策を推進し、最終的には、数百年先に発生する可能性のある地震についても対策を講じて災害に強いまちづくりを目指していきます。

目標	対象とする想定地震	対策の主眼
短期的目標 (5か年以内)	東海地震 神奈川県西部地震 神奈川県東部地震	平常時の対策の充実
中期的目標 (10か年以内)	東京湾北部地震	平常時の対策の充実 減災に向けたまちづくり (防災上重要な施設を中心)
長期的目標 (10か年超)	神縄・国府津一松田断層帯の地震 南関東地震 三浦半島断層群の地震	減災に向けたまちづくり

第4節 地震防災に関する調査等の推進

1 地震防災に関する調査等の実施

神奈川県では、平成19年度及び20年度に地震被害想定調査を実施しました。今後、新たな津波浸水予測図に基づく被害想定調査を実施するとともに、国における新たな地震モデル、想定手法といった被害の想定に関する動向を踏まえ、適宜、新たな被害想定調査が実施されます。

現在の本市の地域防災計画は、この県や国の調査結果に基づいており、今後とも県や国が実施する調査、研究の結果を基本的に踏まえます。

2 結果の公表とその活用

(1) 結果の公表

国、県及び本市が実施した調査等の結果については、必要に応じて市民、関係機関に公表するものとしますが、公表に際しては適切な説明を行うなど、誤解等が生じないように配慮します。

(2) 結果の活用

ア 本市及び防災関係機関は、公表された調査等の結果を十分に把握し、分析し、所管する防災関係対策の整備等に資するものとします。

イ 市民等は、公表された調査等の結果を十分に認識し、自己の防災対策に役立てるものとしてします。

第5節 計画の効果的推進

1 効果的推進のための点検と把握

この計画の推進に当たっては、総合計画等との調整を行いつつ、市民ニーズを的確に把握し、実施していきます。また、毎年度、次の点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、地震防災対策のより一層の充実を図ります。

(1) 計画に位置付けた「今後の取組みの方向」の実施状況の点検

(2) 地震防災対策を取り巻く環境の変化の把握

2 計画の修正

この計画は、本市を取り巻く社会情勢の変化や防災環境の変化等を踏まえ、常に実情に沿った計画とするため、災対法第42条の規定に基づき、毎年上記にある実施状況の点検等を行い、必要があると認めるときは県、関係機関等と協議、調整を行った上で修正をします。

第6節 防災関係機関等の責務と処理すべき 事務又は業務

防災力の向上のためには、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関がそれぞれの責務を果たし、相互に協調した取り組みを行うことが基本です。また、減災を促進するための自助・共助の取り組みを実践するため、市民、自主防災組織、事業所は、自ら災害に備え、防災訓練等の防災対策を積極的に推進します。

1 平塚市

平塚市は、地震防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、次の防災活動を実施します。

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 地震災害対策の組織の整備、地震防災に関する調査研究、教育及び訓練
- (3) 地震防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- (4) 地震防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (5) 避難所の整備及び避難対策
- (6) 消防、水防、その他の応急措置
- (7) 地震災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する救助及び救護措置
- (9) 地震災害時における給水、保健衛生、文教及び交通等の災害応急対策並びに災害復旧・復興対策措置
- (10) 本市内にある公共的団体及び住民防災組織の育成、指導
- (11) 協定の締結による円滑な応急対策活動の実施
- (12) 早期に平常業務を実現することにより、市民の日常生活等に支障をきたさないようにするための計画の策定及び推進
- (13) その他、地震災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 神奈川県

神奈川県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、若しくは災害の規模が大きく市町村が単独で処理することが不可能と認められるとき、あるいは防災活動の内容について統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を要する場合などに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、その調整を行います。

- (1) 湘南地域県政総合センター
 - ア 所管区域(市町)及び県機関の被害状況の収集
 - イ 現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整
 - ウ 現地災害対策本部の構成機関に対する本部指令の伝達及び情報の収集
 - エ 県内市町村の相互応援に関する連絡調整
 - オ その他必要な災害応急対策
- (2) 平塚土木事務所
 - ア 地震災害時における市内の県管理の道路及び橋りょう等の応急対策
 - イ 市内の県管理の河川及び橋りょう等の被害調査及び災害復旧
- (3) 平塚保健福祉事務所
 - ア 救護所の設置及び運営
 - イ 災害時における管内区域の保健衛生対策
 - ウ 被災地及び集団避難所等における疫学調査及び健康診断の実施
 - エ 災害時の保健医療情報の収集及び提供
- (4) 企業庁平塚水道営業所
 - ア 地震災害時における飲料水の確保
 - イ 被災施設の調査及び復旧
 - ウ 市が行う応急給水活動への協力
- (5) 平塚警察署
 - ア 被災地の警備・交通対策
 - イ 被害状況調査及び災害広報
 - ウ 死体の見分(検視)
 - エ 緊急輸送車両の確認

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

- (1) 農林水産省関東農政局横浜地域センター
 - ア 地震災害時における応急用食料に関する連絡調整
- (2) 第三管区海上保安本部
 - ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 港湾の状況等の調査研究
 - エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
 - オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - カ 活動体制の確立
 - キ 船艇、航空機等による海難救助等
 - ク 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 - ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - コ 要請に基づく、防災機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - サ 排出油等の防除等
 - シ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示

- セ 海上における治安の維持
 - ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
 - タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
 - チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
- ア 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
 - エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

4 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社平塚駅
 - ア 鉄道、軌道施設の整備
 - イ 地震災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 地震災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (2) 東日本電信電話株式会社神奈川支店
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (3) 日本通運株式会社西神奈川支店
 - ア 地震災害対策用物資の輸送確保
 - イ 地震災害時の応急輸送対策
- (4) 東京電力株式会社平塚支社
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 地震災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (5) 東京ガス株式会社湘南導管ネットワークセンター
 - ア ガス施設の災害予防措置
 - イ 災害発生時の応急対策
- (6) 日本郵便株式会社平塚郵便局
 - ア 地震災害時における郵便物の送達の確保
 - イ 救助物資を内容とする小包郵便及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - ウ 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
 - オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
 - カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資
 - キ 帰宅困難者への情報提供及び帰宅支援
- (7) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ 救援物資の備蓄及び配分

- ウ 災害時の血液製剤の供給
- エ 義援金の受付及び配分
- オ その他災害救護に必要な業務

5 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

- (1) 神奈川中央交通株式会社平塚営業所
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 地震災害時の応急輸送対策
- (2) 神奈川県トラック協会平塚地区支部
 - ア 地震災害対策用物資の輸送確保
 - イ 地震災害時の応急輸送対策

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施します。また、県、市、その他防災関係機関の地震防災活動に協力します。

【公共的団体】

- (1) 平塚市医師会、平塚歯科医師会、平塚中郡薬剤師会
 - ア 医療、助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医薬器材の提供
- (2) 平塚商工会議所
 - ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (3) 湘南農業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
 - エ 被災組合員に対する融資、あつ旋
- (4) 平塚建設業協会
 - ア 市が行う障害物除去等の応急対策への協力
 - イ その他、災害復旧への協力
- (5) 平塚管工事業協同組合
 - ア 被災地に対する飲料水の確保への協力
 - イ その他、災害復旧への協力
- (6) 平塚市漁業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあつ旋
 - ウ 漁船、漁具、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (7) 湘南ケーブルネットワーク株式会社（SCN）
 - ア 市が行う災害広報活動への協力

- イ 市民の生活関連情報の収集、報道
 - (8) 株式会社湘南平塚コミュニティ放送(FM湘南ナパサ)
 - ア 市が行う災害広報活動への協力
 - イ 市民の生活関連情報の収集、報道
 - (9) 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会
 - ア 市が行う被災者の応急救護対策への協力
 - イ 市及び自主防災組織等が行う災害時要援護者対策への協力
 - ウ ボランティア団体が行うボランティア活動の支援
 - エ その他、被災者の生活援護
 - (10) その他、公益財団法人平塚市文化スポーツまちづくり振興財団等の市の関連団体
 - ア 市が行う災害応急対策への協力
- 【防災上重要な施設の管理者等】**
- (1) 病院等医療施設の管理者
 - ア 施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 地震災害時における入院患者等の保護及び誘導
 - ウ 地震災害時における病人等の受け入れ及び保護
 - エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産
 - (2) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 地震災害時における入所者の保護及び誘導
 - (3) 金融機関
 - ア 被災事業者等に対する資金融資
 - (4) 学校法人
 - ア 避難所(施設)の整備及び避難訓練の実施
 - イ 地震災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - (5) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備

7 自衛隊

自衛隊は、県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行います。また、補完的、例外的な措置として、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合において災害の実態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができます。

- (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護及び応急復旧
 - ア 被害状況の把握
 - イ 避難者の救助
 - ウ 遭難者等の捜索活動
 - エ 水防活動及び消防活動
 - オ 道路又は水路の啓開
 - カ 応急医療、救護及び防疫
 - キ 人員及び物資の緊急輸送
 - ク 炊飯及び給水
 - ケ 救援物資の無償貸与又は譲与

- コ 危険物の保安及び除去
 - サ その他、災害の状況により必要な救援活動
- (2) 平塚市地域防災計画にあわせた防災訓練の実施

8 市民、自主防災組織、事業所

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めます。また、自主防災組織は、進んで防災訓練等を行うとともに、災害が発生した場合は、組織としての自主的な活動を行うほか、市又は防災関係機関が行う応急対策業務に積極的に協力します。事業所は、防災対策に取り組み、地域との連携を積極的に推進します。

(1) 市民

- ア 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄及び家屋の耐震・安全対策
- イ 出火防止、初期消火活動の協力
- ウ 避難、給食等に際しての隣保協力
- エ 被災者の救出、救護活動の協力
- オ 自主防災組織活動への協力
- カ その他必要な災害応急対策業務への協力

(2) 自主防災組織

- ア 防災訓練の実施等平常時における地震災害に関する予防活動
- イ 被災者の救出、救護等に必要な資機材等の整備
- ウ 出火防止及び初期消火活動
- エ 被災者の救出、救護活動
- オ 地域における被害情報等の収集、伝達
- カ 警戒宣言が発せられた場合の防災活動
- キ 避難所運営委員会への参画
- ク その他災害時において特に災害対策本部長等から要請のあった応急活動

(3) 事業所

- ア 管理する施設及び設備の耐震性の確保
- イ 従業員の食糧、飲料水等の備蓄と、消火、救出救助のための資機材の整備
- ウ 帰宅困難時の事業所における従業員の保護
- エ 従業員の防災訓練や防災に関する研修等の実施
- オ 地震対策責任者を定め、地震災害時の従業員の責務、行動を明確化
- カ 市民及び自主防災組織との連携による地域における地震防災活動への参加体制の整備
- キ 地震災害時の、市民及び自主防災組織との連携による情報収集及び伝達、消火、救出救護、応急手当、避難誘導等の実施
- ク 早期に重要機能を回復し、事業を継続させていくための計画の策定
- ケ その他、地震災害時における、災害対策活動への協力